

○広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク内規

(令和5年6月8日研究科長決裁)

広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学大学院先進理工系科学研究科（以下「研究科」という。）のロゴマークに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ロゴマークは、学生、職員、同窓生その他研究科の関係者の連帯感を涵養するとともに、研究科の魅力・情報発信力の向上につなげることを目的とし、学内外に向け幅広く活用するものとする。

(形状等)

第3条 ロゴマークを使用する場合の形状等は、原則として次のとおりとし、改変しないものとする。



第4条 ロゴマークに関する事務は、工学系総括支援室において行う。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、ロゴマークに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年6月8日から施行する。

( 5 6 8 )

( )

1

5 6 8

) 6

(

( )

2

(1) (

)

(2)

(3)

2

( )

3

1

3

( )

2

(1)

(2)

(3)

( )

4

(1)

(2)

(3)

( )

5

5 6 8

( 3 1 )

[ ]

